

平成29年度要求額 11,108,700千円
(平成28年度予算額 5,963,840千円)

趣旨

- 全国的な雇用情勢の改善や景気好転に伴い、建設、介護等の分野で人材不足が顕著となっており、これらの分野では採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の課題を抱えている。
- 雇用管理改善(魅力ある職場づくり)を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成を行うことにより、労働者の職場定着を促進させ、人材不足の解消、魅力的な雇用創出を図る。

事業の概要

事業主が、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより制度を新たに導入した場合及び、介護福祉機器の導入等を行った場合に助成金を支給する。

1 雇用管理制度助成コース

(1) 制度導入助成

導入する制度に応じて、以下の①～④の合計額を助成。また、保育関連事業主においては⑤短時間正社員制度を導入した場合に10万円を助成。

- ①評価・処遇制度：10万円
- ②研修制度：10万円
- ③健康づくり制度：10万円
- ④メンター制度：10万円
- ⑤短時間正社員制度：10万円【保育関連事業主】

(2) 目標達成助成

制度導入前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標の設定を義務づけ、当該目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、**57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)**を助成する。

2 介護福祉機器等助成コース【対象事業主：介護事業主】

(1) 機器導入等助成

介護福祉機器を導入等した場合、**導入費用の1/4**を助成(**上限150万円**)。

(2) 目標達成助成

機器導入前に策定する導入・運用計画において、計画期間終了から1年経過後の離職率に係る目標の設定を義務付け、当該目標を達成できた場合に、(1)の助成に加え、**導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%)**を助成(**上限150万円**)。

3 介護労働者雇用管理制度助成コース【対象事業主：介護事業主】

(1) 制度整備助成

賃金制度を整備(賃金テーブルの設定等)した場合、**50万円**を助成。

(2) 目標達成助成

1(2)と同様、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、**57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)**を助成。
また、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合、さらに**85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)**を助成。

4 保育労働者雇用管理制度助成コース【対象事業主：保育関連事業主】

(1) 制度整備助成

賃金制度を整備(賃金テーブルの設定等)した場合、**50万円**を助成。

(2) 目標達成助成

1(2)と同様、計画期間終了から1年経過後の離職率低下に係る目標を達成できた場合、(1)の助成に加え、**57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)**を助成。
また、計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合、さらに**85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)**を助成。

建設労働者確保育成助成金の概要

H29要求額 52億円

建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、建設事業主から通常の雇用保険料に1/1000の率を上乗せ徴収された財源で、建設労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための特別の支援を実施

◆ 認定訓練コース

職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

【助成率・額】 (経費助成) 補助対象経費の 1/6
(賃金助成) 日額 5,000円 (生産性要件達成 6,000円、未達成 4,750円)

◆ 技能実習コース

若年労働者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 安衛法に基づく特別教育や教習及び技能講習
- 能開法に規定する技能検定試験のための事前講習
- 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- 上記以外の建設工事に直接関連する実習 など

【助成率・額】

20人以下の中小建設事業主
(経費助成) 4/5 (生産性要件達成 9/10, 未達成 3/4)
(賃金助成) 日額 8,000円 (生産性要件達成 9,600円、未達成 7,600円)
中小建設事業主 (20人以下建設事業主は除く)
(経費助成) 2/3 (生産性要件達成 3/4, 未達成 3/5)
(賃金助成) 日額 7,000円 (生産性要件達成 8,400円、未達成 6,650円)
中小建設事業主以外は 1/2 (生産性要件達成 3/5, 未達成 9/20) (女性が対象の場合のみ)

◆ 雇用管理制度助成コース

若年及び女性労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより雇用管理改善につながる制度 (①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度) を新たに導入し、実際に適用した場合に助成

【助成額】 (制度導入助成) 各制度毎 10万円 (1)
(目標達成助成) 定着改善 60万円 (2) (生産性要件達成 72万円、未達成 57万円)
入職改善 60万円 (3) (生産性要件達成 72万円、未達成 57万円)
入職改善 90万円 (4) (生産性要件達成108万円、未達成 85.5万円)

- (1) 雇用管理制度を新たに導入・実施⇒①～④の区分単位10万円を助成
↓
(2) 計画期間終了後1年間の離職率改善目標達成
⇒ (1)の助成に加え、60万円を助成

職場定着支援助成金
(個別企業助成コース)

- (3) 計画期間終了後1年間の若年及び女性の入職率が目標を達成
⇒ (1) (2)の助成に加え、60万円を助成
↓

- (4) 計画期間終了後3年間の若年及び女性の入職率が目標を達成
⇒ (1) (2) (3)の助成に加え、90万円を助成

建設労働者確保
育成助成金

◆ 建設業 若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース

職業経験の不足などから就職に不安のある若年者(35歳未満)や女性を対象として、トライアル雇用を行った場合の支援措置である奨励金に上乗せ助成

【助成額】 1人あたり月 4万円 (最大 3ヶ月間)

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図るため、「若年者及び女性労働者に魅力ある職場づくり」につながる取組を実施した場合に助成

(事業主向けメニュー)

- 現場見学会や体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力伝える取組 など

(事業主団体向けメニュー)

- 調査・事業計画策定事業
- 入職・職場定着事業

若年者及び女性の入職や定着に係る諸問題の改善を図る取組
(学生や教員に対する現場見学会や体験学習など魅力を伝える取組、妊娠・育児やキャリアアップに係る情報交換会の開催 など)

【助成率】

(経費助成) 中小建設事業主 2/3 (生産性要件達成 3/4, 未達成 3/5)
中小建設事業主以外 1/2 (生産性要件達成 3/5, 未達成 9/20)
(事業主:200万円を上限、事業主団体:団体の規模に応じて上限1,000万円または2,000万円)

◆ 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した場合に助成

【助成額】 1人あたり年10万円 (生産性要件達成12万円、未達成9.5万円) (最大3年間)

◆ その他

広域的な職業訓練の推進活動や、被災三県における作業員宿舎等の確保、建設現場の女性専用トイレ・更衣室の整備に対して助成

※ 生産性要件：3年間の生産性伸び率6% (年平均2%) を要件